



シカ猟を行われる皆さんへ

捕獲鳥獣の放置は法律で禁止されています。

残渣処理は適正に行いましょう



- 1 岩手県では今年度からシカによる被害対策のため、捕獲頭数を緩和しました。生息数を減らすため、メスジカの捕獲に御協力願います。

区 域	1日1人当たりのシカ捕獲頭数
大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町	3頭まで（ただし、オスは1頭まで）
上記区域を除く市町村	5頭まで

- 2 捕獲したシカは山野に放置することなく、持ち帰りや埋設処理してください。五葉山地域をはじめとする北上高地には希少猛禽類が生息しています。シカ猟等による鉛中毒事故が発生しないよう適切に処理するようお願いいたします。

- ※ 捕獲物は、できるだけ全てを持ち帰ること。
- ※ 内臓を取り出す必要のある場合は、取り出した内臓もできるだけ持ち帰るか、生態系に影響のない方法で埋設処理すること。
- ※ 獲物を猟野で解体する場合は、河川等を汚染しないようにすること。特に、飲料水の水源となっている場所では注意すること。
- ※ 捕獲物を運搬する場合は、覆いを被せ、一般の人に不快感を与えないようにすること。

- 3 **捕獲鳥獣を放置した場合は、30万円以下の罰金**に処せられるほか、狩猟免許が取り消される場合があります。



岩 手 県